

2009.8.11

ジェーピーエヌ債権回収株式会社

元の貸主が(株)SFCG 及びその関係会社の各アセットファイナンス社の借主の皆様へ
——(株)SFCG の破産等と当社の対応について——

(株)SFCG の破産等に伴い、標記借主様の債権については、その管理及び回収行為を行う
サービサーの交替が行われております。

当社は、いわゆる証券化により(株)SFCG 及びアセットファイナンス社等（以下「(株)SFCG
等」といいます。）が他の金融機関に債権譲渡をしていた貸付債権（債権の管理回収は、(株)
SFCG 等が継続して担当）の一部について、当該債権譲渡の際の契約等により、(株)SFCG
等が破産等した場合にその債権の管理回収を引き継ぐことを受託しておりました。

(株)SFCG 等の貸付けに係る債権（以下「本件債権」といいます。）について、従前、その
不適切な取立てや二重譲渡等、様々な問題点が新聞等で報じられたところでもあります。

これにつきましては、当社が加盟する全国サービサー協会からも、借主の方等の混乱防
止を旨として、当社が本件債権を取り扱うについては、事前に、大要次のような指導を受
けてきたところであります。

- (1) 利息制限法超過の債権については、利息制限法の範囲に引き直してでなければ債権
回収を行ってはならないこと
- (2) 二重譲渡がなされていないかどうか調査をし、二重譲渡がなされていることが判明
したものについては、まずは、他の債権者と協議をするべきこと
- (3) 問題が判明した債権については事実関係を確認し、適切な対応を採るべきこと

以上のことから、当社では、今般借主様に対し「信託譲渡のご通知およびご入金方法変
更のお知らせ」（以下「ご通知」といいます。）を発送するに際し利息制限法の範囲に引き
直した計算書を同封して借主様にご確認いただけるよう対応いたしております。

さらに、(株)SFCG 等の民事再生及び破産等に伴う混乱もあって、サービサー取扱いの本
件債権の一部に、既に完済となっているもの、和解済みのもの、弁護士等に委嘱済みのも
の、他から債権譲渡通知の来ているもの等が混入して、借主の皆様にご迷惑をお掛けして
いるものがある可能性があることから、そのような場合には、ご遠慮なく、当社にその旨
をお申し出いただきますようお願いをいたしております。そのお申し出に対しましては、
当社としてできる限りの調査をして適切に対処する所存であります。なお、その際に、当
社が事実関係を把握するべく、事情をお聞かせいただいたり、また、関係書類の写しを頂
戴する等のご協力を要請する場合もあろうかと思いますが、その場合には、ご協力いた
できれば幸いです。

本件債権の借主及びご関係の皆様におかれましては、以上のご理解とご協力をお願い申
し上げます。

なお、本件についてご質問等がございます場合には、当社担当部署である【関西センター（電話 06-7662-7360）】までお問い合わせ頂きますようお願い申し上げます。また、当社の対応等につきまして、ご意見、苦情等がございます場合には、当社のお客様相談窓口（電話 03-5992-1119）までご連絡いただければ幸いです。さらに、当社の苦情等につきましては、当社が加盟する全国サービサー協会（苦情受付・相談センター：電話 03-3221-6711）でも受け付けております。

以上